

告示

埼玉県告示第七百四十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、埼玉県東松山県土整備事務所において縦覧に供する。

令和二年七月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 宿地区

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次結んだ線及び標柱十
一号と標柱一号を結んだ線によって囲まれた区域

標柱番号	市町村	大字	字	地番
一	東秩父村	安戸		一一二六番二
二	同	同		一一二五番三
三	同	同		一一二五番三
四	同	同		一一二五番三
五	同	同		一一二四番一
六	同	同		一一二四番二
七	同	同		四六番一
八	同	同		四六番一
九	同	同		五三番一
十	同	同		五三番一
十一	同	同		六二番四